

# 美作市立勝田中学校 いじめ問題対策基本方針

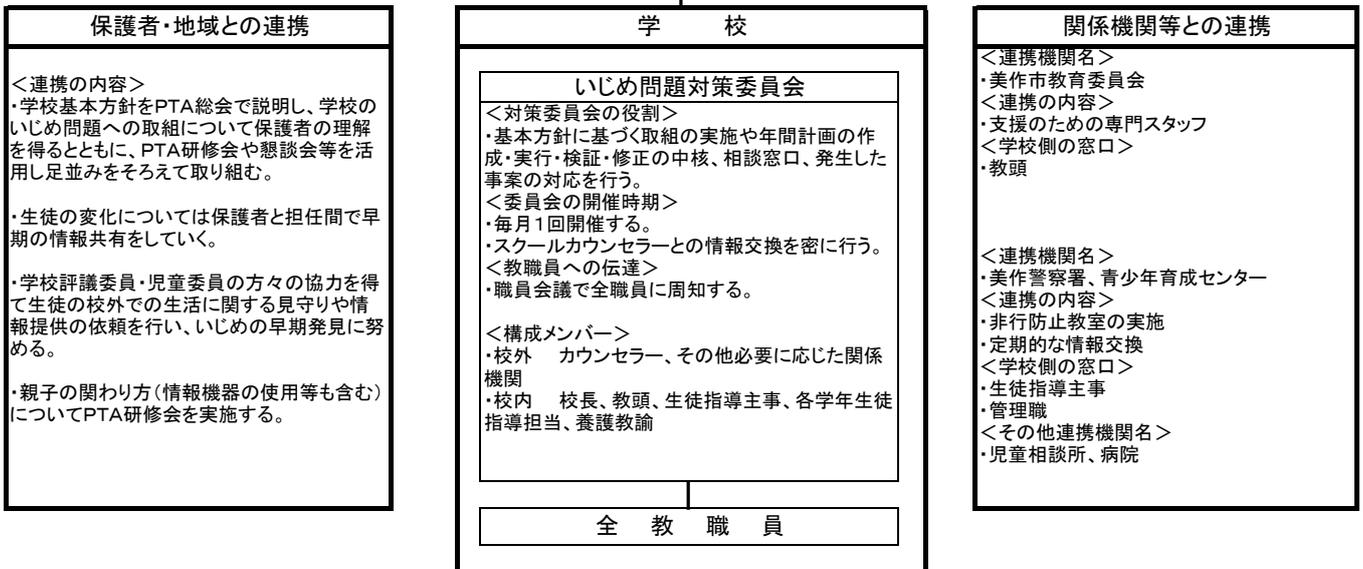
令和6年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

- ・生徒指導・いじめ防止対策委員会を毎週開催し学年を超えて情報交換を行いながら、いじめの未然防止に取り組んでいる。この取組を全体のものとするために、全職員に情報共有を行ったり、必要に応じて他の分掌組織と連携して組織的な取組を行うようにしている。
- ・入学当初に相互の認識の違いや気持ちがあまく伝えられずトラブルになることがある。また、クラスに慣れてきたところでそれぞれの思いが強くなることもあり、人間関係をうまく築けなくなることもある。
- ・コミュニケーション不足や他者への配慮に欠ける言動から、相手を傷つけいじめにつながる例も見られる。人間関係作りのスキルの向上や生徒の人権感覚に敏感になり、普段の関わりから人権意識向上につながる指導をしていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、どの生徒にも起こりうる、またどの生徒でも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもつ。
- ・いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を教職員・生徒・保護者・地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力して活動する。
- ・未然防止・早期発見・早期対応に努める。様々な活動を通じて達成感と自己肯定感を育み、安心して豊かに生活できるようないじめのおこらない学校風土を作る。
- ・学級・生徒会活動・部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- ・我々教職員の言動は生徒の成長にとって大きく影響していることを自覚する。



## 学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none"><li>○教職員研修</li><li>・我々教職員の言動は生徒の成長にとって大きく影響していることを自覚し、いじめを許さない、見逃さない学級経営等についての校内研修を行う。</li><li>○生徒の活動</li><li>・学級、生徒会活動、部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進する。</li><li>○温かいまなざしと信頼関係づくり</li><li>・日ごろの授業や行事等を通じ他者とのかかわる時間を大切に自己肯定感の持てる取組を進める。</li><li>○情報モラルを身につける</li><li>・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し適切に利用できる情報モラルに関する授業を行う。</li></ul>
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○実態把握</li><li>・いじめに対するアンケート調査の実施。</li><li>・年3回の教育相談等で生徒個々と向き合う時間を確保し実態を把握する。</li><li>○情報の共有</li><li>・何かあれば朝礼時にその都度話し合い、全職員で気になる生徒への配慮、声かけができるようにする。</li><li>・定期的な職員会議、生徒指導委員会において、全教職員情報の共有化を図る。</li><li>○保護者との連携</li><li>・学校での生徒の頑張りを家庭へ伝えたり、気がかりな点があれば、その対応について保護者に連絡し普段から相談できる関係づくりに努める。</li></ul>
③ い じ め へ の 対 応	<ul style="list-style-type: none"><li>○いじめの状況把握</li><li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li><li>○いじめの組織的対応の検討</li><li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導・いじめ対策委員会を招集し組織として動ける体制を整える。</li><li>○いじめられた生徒への支援</li><li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li><li>○いじめた生徒への指導</li><li>・いじめた生徒に対しては、決して許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li></ul>